資料７－３

注意喚起要請（対業界、対他省庁等）

平成２３年４月
ガス安全課
液化石油ガス保安課

ガス事故防止に向けた業界、他省庁等への注意喚起要請等の状況について、平成２２年５月（小委員会における前回の状況報告）以降の動きは以下のとおり。

１．業務用厨房における一酸化炭素中毒事故対策に係る注意喚起要請

⑴ 夏期に向けた注意喚起要請

平成２２年５月２６日、業界団体並びに業務用厨房機器のユーザー事業者団体を所管する関係省庁に対して以下の事項に関する注意喚起について協力を要請した。

①取扱説明書をよく読んで正しい使用方法を確認すること。
②必ず換気を行うこと。特に夏期、冬期等冷暖房機を使用する時期でも、室内を密閉した状況で機器を使用しないこと。
③使用中は火から離れないこと。
④火を消したらガス栓も確実に閉めること。
⑤ガス機器、換気設備は日頃から手入れをすること。特に台風、地震、積雪後は排気筒の異常の確認をすること。
⑥万一のガス漏れや不完全燃焼に備えてガス警報器の設置が望ましいこと。

協力要請先

社団法人日本ガス協会
社団法人日本簡易ガス協会
社団法人エルピーガス協会
社団法人日本厨房工業会
日本液化石油ガス協議会
文部科学省　スポーツ・青少年局　学校健康教育課
（所管：教育施設（幼稚園、小学校、中学校、高等学校　学校給食等））
厚生労働省　健康局　生活衛生課
（所管：飲食業、旅館等）
厚生労働省　労働基準監督局　安全衛生部　化学物質対策課
（所管：労働基準監督署　等）
農林水産省　総合食料局　食糧部　食糧貿易課
（所管：製パン業等）
農林水産省　総合食料局　食品産業振興課
（所管：外食産業、菓子製造業、麺類業、総菜業、弁当業等）
国土交通省　観光庁　観光産業課
（所管：ホテル、観光旅館、観光レストラン等）
経済産業省　製造産業局　産業機械課
（所管：食品機械、ボイラ等の製造）
経済産業省　製造産業局　日用品室

（所管：業務用厨房機器等の製造）
経済産業省　商務流通グループ　製品安全課
（所管：ガス機器の製品事故対策等）

⑵ 夏期における注意喚起要請

平成２２年８月３１日、業界団体に対して以下の事項に関する注意喚起について協力を要請した。

①必ず換気（給排気）を行うこと。特に夏期、冬期等冷暖房機を使用する時期においても、室内を密閉した状況でガスの消費機器を使用しないこと。
（換気設備（換気扇等）は、室内の空気を外に排出する機能しかないので、給気のために窓を開けることが必要。）
②ガスの消費機器及び換気設備は、日頃から手入れをすること。特に台風、地震及び積雪後は排気筒の異常がないことを確認すること。
③万一の不完全燃焼に備えてＣＯ警報器の設置が望ましいこと。

協力要請先
社団法人日本ガス協会
社団法人日本簡易ガス協会
社団法人エルピーガス協会
日本液化石油ガス協議会

２.「業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故連絡会議」参加省庁との情報共有

業務用厨房施設等において一酸化炭素中毒事故が発生した場合に、事故情報を速やかに共有するため、「業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故連絡会議」の参加省庁に対して、電子メールによる連絡をそのつど実施（原則として、経済産業省ホームページに当該事故のプレスリリースが掲載され次第連絡）。

なお、本年４月１９日に「業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故連絡会議」を開催し、関係省庁間で情報共有を行った。

情報共有先
内閣府　消費者庁　消費者安全課
総務省　消防庁　予防課
文部科学省　スポーツ・青少年局　学校健康教育課
厚生労働省　健康局　生活衛生課
厚生労働省　労働基準局　安全衛生部　化学物質対策課
農林水産省　総合食料局　食品産業振興課　外食産業室
農林水産省　総合食料局　食糧部　食糧貿易課
国土交通省　観光庁　観光産業課
経済産業省　製造産業局　産業機械課
経済産業省　製造産業局　日用品室
経済産業省　商務流通グループ　製品安全課
経済産業省　原子力安全・保安院　ガス安全課
経済産業省　原子力安全・保安院　液化石油ガス保安課